

○宇多津町産業資料館の設置及び管理に関する条例施行規則

平成20年12月18日規則第16号

宇多津町産業資料館の設置及び管理に関する条例施行規則

宇多津町産業資料館の設置および管理に関する条例施行規則（昭和63年規則第4号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、宇多津町産業資料館の設置及び管理に関する条例（平成20年条例第30号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（開場並びに作業時間）

第2条 宇多津町産業資料館（以下「うたづ海ホテル」という。）の開場時間は、午前9時から午後6時までとする。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、開場時間を変更することができる。

2 復元塩田による製塩作業は、午前9時から午後4時までとする。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、作業時間を変更することができる。

（休館日並びに作業日）

第3条 うたづ海ホテルの休館日は、次のとおりとする。ただし、町長が必要と認めるときはこれを変更し臨時に開館、又は休館することができる。

2 毎週月曜日。ただし、月曜日が祝日、振替休日に当たるときは翌日を休業とするが、うたづ海ホテルの目的外使用許可を受けた者が開館を希望する場合は、開館することができる。

3 年末年始（12月28日から翌年1月4日まで）。ただし、うたづ海ホテルの目的外使用許可を受けた者が開館を希望する場合は、開館することができる。

4 復元塩田の作業は月曜日を休業とする。ただし、月曜日が祝日、振替休日に当たるときは翌日を休業とする。

（入場者の遵守事項）

第4条 うたづ海ホテルの入場者（以下「入場者」という。）は、次の事項を守らなければならない。

- （1） 他の入場者の迷惑となる行為をしないこと。
- （2） 所定の場所以外で火気を使用しないこと。
- （3） 危険物又は動物を持ち込まないこと。ただし、身体障害者が同伴する身体障害者補助犬については、この限りでない。

- (4) 許可なく物品等の販売又は展示、びら等の配布その他これらに類する行為をしないこと。
- (5) その他うたづ海ホテルの係員の指示に従うこと。

(破損等の届出)

第5条 入場者は、うたづ海ホテル等を破損し、又は滅失したときは、うたづ海ホテル等破損・滅失届（別記様式）を直ちに町長に提出しなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第6条 条例第12条の規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) うたづ海ホテルの維持管理
- (2) うたづ海ホテルの利用に関する業務のうち、次に掲げるもの
 - ア 物品等の販売又は展示、びら等の配布等の許可に関する業務
 - イ 復元塩田を活用した体験学習の促進業務
 - ウ その他、町長が必要と認める業務

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則

この規則は、宇多津町産業資料館の設置及び管理に関する条例の施行の日から施行する。